

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 415

事務事業名	景観啓発推進事業
-------	----------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	都市整備部		
課名	都市計画課		
課長名	桑原 盛雄	内線	430
担当者名	後藤 誉志	内線	432

基本目標	050302	機能的で環境と調和したまち
政策		快適で暮らしやすい都市環境の整備
施策		景観の保全
関連施策		

会計	一般会計	
款	8	土木費
項	5	都市計画費
目	1	都市計画総務費
事業コード	020900	

事業類型	4	ソフト事業(任意)
個別計画	大村市景観計画	
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者) 誰(何)に対して事業を行うか	市民及び市外在住者、市内における施設等の施工者及び事業者		
意図 対象をどのような状態にしたいか	魅力ある景観形成の実現を図るために、景観法に基づく景観行政団体へ移行し、市民、事業者、行政との協働により、大村の特性を活かした景観計画を策定する。また、隔年で実施している都市景観顕彰事業により、景観に寄与している建築物及び通り(まちなみ)を選出し、顕彰することによって、景観に対する意識を高め、景観に配慮した美しいまちなみの形成を推進する。		
事業概要 意図を達成するために実施することは何か	平成22年度 大村市景観資源調査事業、景観セミナー開催、市民景観資源調査団の結成 平成23年度 大村市景観資源調査事業、景観百選の募集、市民フォーラム開催、景観方針検討、都市景観顕彰事業 平成24年度 大村市景観資源調査事業、景観百選の募集、市民フォーラム開催、景観計画策定業務委託、景観計画策定検討委員会の設置、景観計画の策定 平成25年度 景観計画策定業務委託、景観市民会議の運営、景観計画策定検討委員会の運営、景観計画の策定 平成26年度 景観計画策定業務委託、景観市民会議の運営、景観条例の制定、都市景観顕彰事業 平成27年度 景観市民会議の運営、景観条例の制定		
事業期間	平成 22 年度 ~ 平成 年度	実施方法	直営、委託
根拠法令、要綱等	景観法、大村市景観条例		
国・県補助事業に係る本市単独施策	無		

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標 ①	市民調査団による景観資源調査	計画値	1	1	1	1	
		実績値	1	1	1		
		達成度	%	100.0%	100.0%	100.0%	
活動指標 ②		計画値					
		実績値					
		達成度	%				
成果指標 ①	市民フォーラムの開催	計画値	1	1	1	1	
		実績値	1	1	1		
		達成度	%	100.0%	100.0%	100.0%	
成果指標 ②	景観資源調査解析及び報告書作成	計画値	1	1	1	1	
		実績値	1	1	1		
		達成度	%	100.0%	100.0%	100.0%	

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	3,281	2,529	155	655	607	607	607	0
国庫支出金								
県支出金	1,312	1,215						
地方債								
その他								
一般財源	1,969	1,314	155	655	607	607	607	
② 人件費(千円)	5,674	1,756	8,346	4,332	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.65	0.23	1.06	0.56	景観資源調査 景観写真募集 景観フォーラム	景観資源調査 景観写真募集 景観フォーラム	景観資源調査 景観写真募集 景観フォーラム	
時間外勤務(時間)	254	9	435	130				
嘱託等人数(人)								
フルコスト(①+②千円)	8,955	4,285	8,501	4,987				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

事業の進捗状況 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	平成22年度から「市民景観資源調査団(すてきな景観見つけ隊)」において、「まちあるき」、「景観写真募集」、「景観市民フォーラム」を実施し、官民一体となって市民への景観に関する啓発活動を進めている。 また、ホームページでもすてきな景観見つけ隊の活動報告を行い、啓発活動の充実を図った。
事業が抱える問題・課題等	これまで、官を含め市民景観資源調査団との活動等で、景観に関する市民意識の向上は一定の成果がみられているが、まだ充分とはいえない状況であり、さらなる啓発活動の充実を図る必要がある。

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	既存の良好な景観資源を保全し、また、地域の特性を活かした新たな景観の創出を図って、魅力あるまちづくりを進めるためには、地域住民の景観への意識の向上が必要となる。また実効性のある規制・誘導を推進していくためには、市民との協働が重要であり、良好な景観の形成を図るためには、必要な事業である。						
有効性	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	景観法第4条では、『地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する』と規定されており、市の積極的な景観行政への主体的な取り組みが必要である。						
効率性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	良好な景観は、そこに住む人の満足度を高め、地域への愛着と誇りが持てるとともに、市外の人々にとっても訪れたい・住みたくなる『まち』としての魅力を高めるものであり、本事業は、より実効性のある景観の形成に寄与するものである。						
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	公共事業コスト削減対策「大村市新行動計画」に基づきコスト削減に努める。						
効率性	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	
	市民、事業者、行政の協働による景観づくりは、景観法に対する理解が得られることに加え、景観そのものに関する意識の高揚を図るとともに、市民一人ひとりが景観について考え、取り組むことは非常に有効である。3者の協働による「住みたくなるまち大村」となる景観づくりを目指し、将来の人口減少を最小限にする可能性がある。						

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性	現状維持	
--------	------	--

内容 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	景観まちづくりの主体は市民であるため、市民が景観形成の意義や必要性を理解することが大切である。よって、今後は景観計画のガイドラインやPRパンフレット等を作成し、景観計画の周知及び運用に取り組む。また、市民に景観の価値を深く理解してもらうため、すてきな景観みつけ隊によるまち歩きや市民フォーラムを開催し、啓発活動を推進する。
効果 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	新たな景観計画の運用によって、良好な景観を保全・形成し、住みやすいまちづくりを推進することができ、都市計画マスタープランの将来像である『日本一住みたくなるまち大村』の実現を目指したい。また、将来予想される人口の減少についても最小限に食いどめることに寄与したい。

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性	
	終期設定				終期設定		
	意見等				内容		

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。